

富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「市工事等」という。）の適正な履行を確保するため、建設工事等入札参加資格者名簿に登録された業者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の指名停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定めて、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止を行ったときは、市工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第2第5号及び第7号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は富士市の職員（以下「市職員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く）は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）
- (5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

(報告書の提出)

第6条 工事担当課長は、その所管する市工事等について、別表第1各号の規定に該当すると認められるとき又はその疑いがあると認められるときは、速やかに報告書（様式第1号）をその担当部長を経由して指名委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

2 財政部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）は、前項以外の事項について別表第1各号の規定に該当すると認められるとき又はその疑いがあると認められるときは、速やかに報告書（様式第1号）を財政部長を経由して委員長に提出するものとする。

3 工事担当課長及び契約検査課長は、第4条及び前条の各項の規定に該当させることが適当と認められるときは、速やかに報告書（様式第2号）を担当部長を経由して委員長に提出するものとする。

(審査及び認定書)

第7条 委員長は、前条の各項の規定に基づく報告書を受理したときは、直ちに指名委員会を招集するものとする。

2 指名委員会は、前項の報告に係る事案について検討し、その可否を認定し、委員長は市長に報告するものとする。

3 委員長は、前項の報告に基づき市長の承認を受けるものとする。なお、承認後は、速やかに関係部課長に通知（様式第3号）するものとする。

(指名停止の通知)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止（様式第4号）を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更（様式第5号）し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除（様式第6号）したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 指名委員会及び部指名会議等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由が有り、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該市工事等に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(指名停止等措置基準の廃止)

2 富士市工事請負契約に係る指名停止等措置基準（平成5年9月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

静岡県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>市長が当該認定を承認(以下「当該認定」という。)した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 静岡県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3ヶ月以上9ヶ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヶ月以上6ヶ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
ロ 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ロ 一般役員等	1ヶ月以上3ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上2ヶ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 18ヶ月以上36ヶ月以内

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>7 市工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 18ヶ月以上36ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>9 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>12 市工事等の契約に係る入札において、有資格業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、非公表情報（入札参加業者数及びその名称、予定価格、設計金額（内訳を含む。）、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格、総合評価競争入札に係る技術評価点などをいう。ただし、契約後に公表するものにあつては、落札者決定時までのものをいう。）を入手するため、市職員に対して不当な情報提供要求又は働きかけを行ったと認められるとき（当該情報提供要求又は働きかけを行った者が情報を入手したか否かを問わない。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>